

**ジュニアアスリート世界挑戦事業の連携事業者の選定に係る
公募型企画提案競技（プロポーザル方式）実施要項**

1 趣旨

大分のこどもたちが目を輝かせて、世界に挑戦できる機会を提供できるよう、海外の総合スポーツ教育機関と連携し、大分スポーツ公園でスポーツ教室を開催するとともに、その参加者から海外短期スポーツキャンプへの派遣するジュニアアスリートを選出するため、大分県ジュニアアスリート世界挑戦プログラム実行委員会が連携先の選定に際して、提案競技（プロポーザル方式）に参加しようとする海外の総合スポーツ教育機関（代理店含む、以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

2 事業の概要

- (1) 事業名 ジュニアアスリート世界挑戦事業
- (2) 実施期間 協定締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 事業概要 別紙「ジュニアアスリート世界挑戦事業に係る仕様書」による。
- (4) 事業実施に係る費用

コーチ等関係者の招聘に係る本県までの航空運賃、宿泊費等及びスポーツ教室開催に係る費用については当実行委員会が負担する。ただし、報酬は、提案競技参加者が負担するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 本要項4（2）に規定する書類の提出期限において、現に大分県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 過去5年間に本要項5（3）①に規定する同種または類似の業務（県内、県外を問わない）を受託した実績を有していること。

(7) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

- ① 宗教活動または政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
- ② 特定の公職者（その候補者を含む。）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- ③ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (カ) 暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (キ) 暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 応募方法等

(1) 参加表明書の提出

参加を希望する者は、「プロポーザル参加申込書」（様式1）を令和8年6月2日（火）17時15分までに下記（3）の提出先に提出すること。

① JV（ジョイントベンチャー※共同企業体）

企業、複数社によるJVのいずれでも参加可能とし、すべての企業が「3 参加資格」の要件を満たすもので構成すること。一つの企業が複数のJVに加入することはできないこととする。JVの場合は、共同企業体協定書の写しを添付すること。

② 参加資格の喪失又は辞退

参加表明後に参加資格要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。また、都合により辞退する場合にはプロポーザル参加辞退届（様式2）を提出すること。

(2) 提案書等提出書類

「プロポーザル参加申込書」（様式1）の提出後、以下の書類を令和8年6月16日（火）17時15分までに下記（3）の提出先に提出すること。

- ① 会社概要書（様式3）
- ② 業務実施体制（任意様式）
- ③ 企画提案書（任意様式）

※ジュニアアスリート世界挑戦事業の連携事業者の選定に係る公募型企画提案競技等作成要

領を参考として作成すること。

(3) 提出先

大分市大手町3丁目1番1号

大分県ジュニアアスリート世界挑戦プログラム実行委員会

(大分県企画振興部スポーツ振興課内) 水嶋

電話 097-506-2169

E-mail : a10330@pref.oita.lg.jp

(4) 質問

本プロポーザルの実施に関する質疑については、「質問書」(様式5)により行うものとし、持参、電子メールのいずれかの方法で行うこと。

ア 質問書提出期限：令和8年5月29日(金)17時15分

イ 提出先：上記(3)の提出先と同様

ウ 回答方法：質問提出のあった業者に対して、令和8年6月1日(月)までに電子メールにより回答する。

5 審査

(1) プレゼンテーション

① 日時

令和8年6月24日(水)午前中

③ 場所

大分県庁内会議室又はオンライン

(2) 説明者

説明者は3名以内とする。

(3) プレゼンテーションの時間

20分以内とし別途質疑時間を確保する

(4) 質疑応答

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき質疑応答を行う。

(5) その他

① 提案競技参加者が1者の場合、企画提案関係書類による審査とし、プレゼンテーションを行わない。

② 提案競技参加者が多数(5者以上)となった場合は、「6 審査基準」に従い、提出された企画提案書等の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者(4者)を選定する。

③ 集合時間等は、企画提案参加希望者に電子メールにて通知する。

④ プレゼンテーションは企画提案書のみで行う。

6 審査基準

審査にあたっては、ジュニアアスリート世界挑戦事業の連携事業者の選定に係る公募型企画提案書審査基準表（以下「審査基準表」という。）に基づき審査委員が個別に評価採点（100点満点）し、その点数を合計する方法により得点を算出し、順位を決定する。

7 選定

- (1) 6の審査基準により各審査委員の評価点の合計の最も高い者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、評価点の高い順に順位付けを行う。
- (2) 選定結果は、すべての提案者に文書で速やかに通知する。
- (3) 審査経緯及び審査内容は公表しない。
- (4) 選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

8 協定の締結

- (1) 前記7の選定による最優秀提案者を協定締結候補者として業務内容の詳細及び協定条件等について協議し、合意したのちに協定を締結する。
- (2) 協議が不調の時は、前記8により順位付けられた上位の者から順に協議を行うものとする。

9 その他留意事項

- (1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ① 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又は記名・押印のない参加表明書により参加申込みをしたもの。
- ② 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ③ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- ④ 指定する提出期限を超えて提出したもの。
- ⑤ 「4（2）提案書等提出書類」に示す提出書類がないもの。
- ⑥ 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ⑦ 不正行為が行われたと認められるもの。

- (2) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止又は中止、取り消すことがある。

なお、この場合において公募型プロポーザルに要した費用を委託者に請求することはできない。

- (3) その他

- ① 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は提案者の負担とする。

- ② このプロポーザルの参加において知り得た秘密は他には漏らしてはならない。
- ③ 提案書の取扱い
 - ア 提出された提案書は、本プロポーザル以外に無断で使用しないものとする。
 - イ 提出された書類は、必要に応じて複製を作成することがある。
 - ウ 提出された書類は、返却しない。
 - エ 提出期限後は、企画提案書等に記載された内容の変更を認めない。
 - オ 提出された企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は委託者に帰属し、無償で委託者に譲渡するものとする。
- ④ 実際の業務内容は、提案内容を基に予算の範囲内で委託者と選定した業者との話し合いにより決定する。
- ⑤ 提案書の提出は、1者について1案とする。
- ⑥ 参加者から提供された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いないこととする。
- ⑦ 上記⑥に示す個人情報の取扱いは、個人情報保護法（平成15年法律第57号の規定に従うこととする。
- ⑧ 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

10 問い合わせ先

大分県ジュニアアスリート世界挑戦プログラム実行委員会

（大分県企画振興部スポーツ振興課内） 水嶋

電話 097-506-2169

E-mail : a10330@pref.oita.lg.jp